

【資料①－3】

日本野球連盟（社会人野球）内規

（2025年7月25日）

1. 使用バットについて

日本野球連盟では、社会人野球で使用できる木製バットについて以下のとおりとする。

- (1) 公認野球規則（以下「規則」）3.02によるものとする。ただし、BFJアマチュア野球規則委員会と全日本野球バット工業会との合意に基づくバットでなければならない。

※BFJ アマチュア野球規則委員会と全日本バット工業会の合意に基づくバットとは、所定の位置に「BFJ ロゴマーク」が押印されているものである。

- (2) 前記にもかかわらず木片の接合バット及び竹の接合バットの使用を認める。ただし、全日本バット工業会より公示されているブランドのものでなければならない。（全日本バット工業会加盟ブランドはJABA ホームページに掲載）
- (3) テーパー部を樹脂等で補強したバットの使用を認める。ただし、規則3.02(c)に記載の範囲内とする。また、前記(1)および(2)のいずれかに該当するものでなければならない。
- (4) 着色バットの使用を認める。ただし、使用できる着色バットは、BFJアマチュア野球規則委員会運用基準によるものとする。

【着色バットに関する運用基準】

アマチュア野球で使用できる着色バットは以下のとおりとする。

- ① 使用を認める着色バットは、黒色・ダークブラウン系、赤褐色系及び淡黄色系とする。
 - ② 木目を目視できるものとする。
 - ③ 拙劣な塗装技術を用いていないものとする。（例えば、ボールに塗料が付着するなど。）
- (5) 前記(2)によるバットについては、着色バットに関する運用基準の②を適用しないものとする。

2. ヘルメットの着用について

- (1) ベースコーチは、攻撃期間中、コーチボックス内においてヘルメットを着用しなければならない。
- (2) 攻撃期間中、打者および塁上の走者は両耳フラップヘルメットを着用しなければならない。
- (3) 打者、捕手、ベースコーチが使用するヘルメットは、（一財）製品安全協会が定めたSG基準に適合する製品でなければならない。

3. 試合中の電子通信機器の使用禁止について

監督、コーチ、選手、その他ベンチ入りを許可された者は、試合中、球場内においてスマートフォン、スマートウォッチ、パソコン、タブレット端末等の電子通信機器を使用することはできない。(違反した場合は、項番「12」の(1)⑥-Fを参照)

4. 試合から退いたプレーヤーが、ベースコーチになることを認める。(規則5.10(d)[注])

5. 臨時代走

投球が打者の頭部に強く当たり走者となると、審判員の判断により、臨時代走を適用することができる。

臨時代走者は、走者となっている者、投手を除く直前の打順の者とする。

臨時代走を適用してから5分以内に攻守交代となった場合は、その適用から5分を経過する時間を目安として観察を続ける。「社会人野球申し合わせ事項」4)

攻撃側の監督は、観察終了後、選手を交代させるか、試合に復帰させるかを判断し、審判員に通告しなければならない。なお、選手を交代させる場合は、観察時間を待たずに通告することができる。

臨時代走の役割は、アウトになるか、得点するか、またはイニングが終了するまで継続する。臨時代走者に代走を起用することはできるが、元の選手はその後試合に出場できない。

また、臨時代走者の盗塁、得点、残塁等は、実際に塁上にいる選手(臨時代走者)に記録される。

6. 球審によって打ち切りを命じられた試合(コールドゲーム)が正式試合となる規程回数「5回」を「7回」に置きかえて、規則7.01(d)の規程を適用する。〔アマチュア野球内規③〕

7. サスペンデッドゲーム(一時停止試合)の適用について、次のとおりとする。

(1) 次の状態で、7.01(c)の理由により打ち切られた試合は、サスペンデッドゲームとする。

① 正式試合となる前に、球審が試合の打ち切りを命じた場合

② 正式試合となった後に同点の状態で、球審が試合の打ち切りを命じた場合(規則7.01(d)、7.02(a)(2))

ただし、本項②において、下記(2)「A.」および「B.」のケースは除く。
また、本項②において、同「A.」および「B.」のケースを除き、各大会規約等により、その試合をサスペンデッドゲームとはせず、引き分けとすることもできる。

(2) 次の状態で、規則7.01(c)の理由により打ち切られた試合は、サスペンデッドゲームとはせず、試合終了となる。

①正式試合となった後に、同点ではない状態で、球審が試合の打ち切りを命じた

場合、打ち切られた際の両チームの総得点でその試合を決する。(規則7.01(e)(4))

②正式試合となった後のある回の途中において、次の状態で、球審が試合の打ち切りを命じた場合、両チームが完了した最終均等回の総得点でその試合を決する。(規則7.01(e)(4)[注]①・②)

A.先攻チームが打ち切られた回の表で得点して、後攻チームの得点と等しくなったが、表の攻撃が終わらないうち、または裏の攻撃が始まらないうち、あるいは裏の攻撃が始まって後攻チームが得点しないうちに、球審が試合の打ち切りを命じた場合

B.先攻チームが打ち切られた回の表でリードを奪う得点を記録したが、表の攻撃が終わらないうち、または裏の攻撃が始まらないうち、あるいは裏の攻撃が始まって後攻チームが同点またはリードを奪い返す得点を記録しないうちに、球審が試合の打ち切りを命じた場合

8. 延長回に関わる特別規則(タイ・ブレイク)を適用する。

(1) 延長回に関わる特別規則(タイ・ブレイク)

- ①9回の攻撃を完了し、両チームの得点が等しいとき、以降の回の攻撃は、0アウト走者1、2塁の状態から行うこととする。
- ②打者は、前回正規に打撃を完了した打者の次の打順のものとする。
- ③この場合の走者は、前項による打者の前の打順のものが1塁走者、1塁走者の前の打順のものが2塁走者となる。
- ④この場合の代打及び代走は認められる。

(2) チーム及び個人記録

チーム及び個人記録は公式記録とするが、以下に掲げる事項に留意することとする。

①投手成績

- ・規定により出塁した2走者は、投手の自責点とはしない。
- ・完全試合は認めない。
- ・無安打無得点試合は認める。

②打撃成績

- ・規定により出塁した2走者の出塁の記録はないものとする。ただし、盗塁、盗塁刺、得点残塁等は記録する。
- ・規定により出塁した2走者を絡めた打点、併殺打などはすべて記録する。

9. 「投手が如何なる異物でも、身体につけたり、所持すること」を禁止する規則の適用に際しては「投球に影響を及ぼすようなもの」との解釈とし、監督より申し出があり、審判員が認めたものに限って許可することとする。(規則6.02(c)(7)、同[原注]および[注])

10. 社会人及び大学野球における試合のスピードアップに関する特別規則及び日本野球連盟（社会人野球）スピードアップ特別規程（以下「JABA スピードアップ特別規程」）を遵守する。

11. 審判員の裁定が規則の適用を誤って下された疑いがあるときには、監督だけがその裁定を規則に基づく正しい裁定に訂正するように要請することができる。（規則 8.02(b)）

12. 監督・プレーヤー等の退場処分について、次のとおりとする。

(1) 退場処分

次の事項に該当し、審判員から退場を宣告された者は、ただちに試合から退き、試合場構内から去るか、あるいはスタンドに座る場合はユニフォームを脱ぎ、自チームのベンチまたはブルペンから離れたところに席を取らなければならない。そして、以後その試合にたずさわることはできない。

- ①審判員の裁定に対し、暴力行為や暴言、侮辱行為を伴って異議を唱えた場合（規則 6.04(a)(2)、同(4)、8.01(d)）
- ②相手チームに対するスポーツマンらしくない言動（極めて悪質な暴言・暴力行為）を行った場合（規則 6.04(a)(2)、8.01(d)）
- ③打者を狙って投球した場合（規則 6.02(c)(9)）
- ④極めて悪質で危険なスライディングをした場合（アマチュア野球内規^⑩）
- ⑤投球判定（ーフスイングの判定や JABA スピードアップ特別規程による投球カウントの追加を含む）に異議を唱えるために、審判員の警告にもかかわらず、審判員に向かってきた場合（規則 8.02(a)[原注]、8.02(c)[原注 2]）
- ⑥審判員の警告が発せられた後、次の行為を繰り返した場合
 - A.打者を狙った投球（規則 6.02(c)(9)）
 - B.タッグプレイのときの走者の走路をふさぐ危険な行為（アマチュア野球内規^⑩）
 - C.投手の禁止事項（規則 6.02(c)(2)～(7)）に違反する行為
 - D.ベンチ内にいる者も含め、競技場内にいる者が審判員の判定や相手チームに対して、野次などの激しい不満の態度を示す行為
 - E.社会人野球申し合わせ事項等、定められた規律に従わない行為

F.試合中に電子通信機器を使用する行為

上記 D および E に関する行為は、当事者ではなく、チーム全体への警告とする。この警告を受けた後は、当該チームで同様の行為があれば、警告後に行為のあった当事者が退場を宣告され、当事者が特定できない場合は当該チームの監督が退場を宣告される。

上記 F に関する行為は、当該チームの責任者である監督への警告とし、警告を受けた後、同一の大会で同様の行為があれば、その都度監督が退場を宣告される。ただし、警告を受けている監督が指揮をとらない場合や、すでに監督が試

合から退いている場合には、代行として指揮をとる責任者が退場を宣告される。

(2) 退場処分の報告

退場を宣告した審判員或いは責任審判員は、その試合の大会主催者および規則審判委員会委員長へ、処分の顛末を記載した報告書を速やかに提出する。

13. 指名打者ルールを使用する。(規則 5.1 1)

以上

【資料①－４】

ユニフォーム等への宣伝広告に関する取扱要領

公益財団法人日本野球連盟

1. 趣旨

競技用具の宣伝広告等の貼付に関することについて、次のとおり定めるものとする。
(規則3.09[注4])

2. 用語の定義

- (1) ロゴとは、シンボルマーク、ロゴマーク及びロゴタイプの総称をいう。
- (2) 商標とは、製造業者または販売業者のロゴをいう。
- (3) 規則とは、公認野球規則をいう。
- (4) 内規とは、日本野球連盟（社会人野球）内規をいう。
- (5) 個人名とは、選手及び審判員をはじめとする関係者の姓、名、イニシャルなどをいう。

3. 宣伝広告等を貼付できないもの

用具	関連規則、商標及び色等の規制等
バット	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関連規則 規則3.09[付記][注3]①、内規1 2. グリップエンド以外にチーム名、個人名を表記することはできない。
野手のグラブ・ミット	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関連規則 規則3.09[付記][注3]③ 2. 商標 商標の表示 2か所以内（背帯か背帯に近い部分・親指の付け根部分・表面の指部分） 商標の大きさ 1つ目は28cm²以下、2つ目は14cm²以下 3. その他 ウェブには、同色であれば背番号のプレス、刻印（レーザー刻印）または切り抜きを認める。その大きさは縦3.5cm以内、横3.5cm以内とする。
投手のグラブ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関連規則 3.07、3.09[付記][注3]③ 2. 色の規制等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 縁取り 特に規定なし (2) しめひも 白色、灰色以外のものとする。 (3) はみ出し グラブ本体と同系色で目立たないもの、もしくは革の自然色とする。 (4) 縫い糸 白色、灰色、シルバー以外とする。ただし、光沢のある色および目立つ色は認められない。 (5) ウェブ

	<p>同色であれば背番号のプレス、刻印（レーザー刻印）または切り抜きを認める。ただしその大きさは、縦3.5cm以内、横3.5cm以内とする。</p> <p>(6) メッシュ</p> <p>①メッシュ入りのグラブを認める。ただし、公認野球規則3.07(a)[注]に規定の通り、本体（捕球面、背面、網）は1色でなければならない。</p> <p>②メッシュの部分と他の皮の部分の色が異なるグラブおよび他の部分が、たとえば色褪せて本来の色を失ったり、変色したりして明らかに“2色”に変わったグラブは、上記規則に抵触すると判断し、その使用を禁止する。</p> <p>3. 商標</p> <p>商標の表示 2か所以内（背帯か背帯に近い部分、親指の付け根部分、または表面の指部分） 光を反射する材質は不可</p> <p>商標の大きさ 1つ目は28cm²以下、2つ目は14cm²以下</p> <p>4. その他</p> <p>個人名、チーム名および背番号の刺繍入れも認めるが、個人名を含め、それらは親指のつけ根部分1か所に限る。個人名刺繍は最長でもグラブの親指部分の半分を超えないものとする。また、刺繍糸は単色とする。</p>
手袋	<p>1. 関連規則 規則3.09[付記][注3]④</p> <p>2. 商標</p> <p>商標の表示 1か所（手の甲） 商標の大きさ 14cm²以下</p> <p>3. 色の規制 なし</p> <p>4. その他</p> <p>個人名、チーム名、背番号の表示を認めるが、その加工は刺繍糸、プリントともに単色とする。</p>
リストバンド	<p>1. 関連規則 規則3.09[付記][注3]④</p> <p>2. 商標</p> <p>商標の表示 1か所 商標の大きさ 14cm²以下</p> <p>3. バンドの長さ 15cm以下</p> <p>4. 色の規制 なし</p> <p>5. その他</p> <p>(1) 投手の使用は認めない。 (2) 15cmより長いもので前腕に装着するものはサポーターとみなす。 (3) 個人名、チーム名、背番号の表示を認めるが、その加工は刺繍糸、プリントともに単色とする。</p>

<p>サポーター アームスリーブ</p>	<p>1. 関連規則 規則3.09 [付記][注3]⑤</p> <p>2. 野手 (1) 商標 商標の表示 1か所 商標の大きさ 14 cm²以下 (2) 色の規制 なし (3) その他 片方の腕だけの着用可</p> <p>3. 投手 (1) 商標 商標の表示 認めない (2) 色の規制 アンダーシャツと同色 (3) その他 ①両袖の長さは同一 ②ユニフォームまたはアンダーシャツの下に着用する場合、商標表示の有無及び色は問わない。</p> <p>4. 審判員 (1) 商標 商標の表示 1か所 商標の大きさ 14 cm²以下 (2) 色の規制 なし (3) その他 片方の腕だけの着用可</p>
<p>アンダーシャツ</p>	<p>1. 関連規則 規則3.09 [付記][注3]②</p> <p>2. 商標 商標の表示 ネック部分を含め認めない</p> <p>3. その他 ネック部分にチーム名、個人名、背番号の表示は認める。</p>
<p>ネックウォーマー</p>	<p>1. 関連規則 規則3.09 [付記][注3]⑤</p> <p>2. 商標 商標の表示 1か所 商標の大きさ 14 cm²以下</p> <p>3. 色の規制 なし</p> <p>4. その他 個人名、チーム名、背番号の表示を認めるがその加工は刺繍糸、プリントともに単色とする。</p>
<p>フェイスマスク</p>	<p>1. 関連規則 規則3.09 [付記][注3]⑤</p> <p>2. 商標 商標の表示 認めない。</p>

	<p>3. 色規制 なし</p> <p>4. その他 チーム名、チーム章およびそれらの頭文字の表示を認める。</p>
ベルト ソックス	<p>1. 関連規則 規則3.09 [付記][注3]②</p> <p>2. 商標 商標の表示 認めない</p> <p>3. その他 チーム名、個人名、背番号の表示は認めない。</p>
スパイクシューズ	<p>1. 関連規則 規則3.09 [付記][注3]⑤</p> <p>2. 商標 商標の表示 ベロ部分及び両サイド(ライン)とする。 靴底の商標は1か所、大きさは21 cm²以下、靴底と同色もしくは単色とする。</p> <p>3. その他 チーム名、個人名、背番号の表示を認めるが、その加工は刺繍糸、プリントともに単色とする。</p>
捕手及び審判用具	<p>1. 関連規則 規則3.09 [付記][注3]⑤</p> <p>2. マスク (1) 商標 商標の表示 1か所 商標の大きさ 14 cm²以下</p> <p>3. レガース (1) 商標 商標の表示 1対(左右足の膝下部または踝(くるぶし)外側) 商標の大きさ 14 cm²以下 ただし、審判員においては、審判服の下に着用した状態において外部に露出しない場合はこの限りではない。</p> <p>4. プロテクター (1) 商標 商標の表示 1か所(胸部前面または左肩前面のいずれか) 商標の大きさ 28 cm²以下 ただし、審判員においては、審判服の下に着用した状態において外部に露出しない場合はこの限りではない。</p> <p>(2) その他 チーム名、チーム章、都道府県名または市町村名及びそれらの頭文字の表示を認める。また、会社登録チームについては、チーム企業名、社章、企業関連ブランド名及びそれらの頭文字の表示も認める。</p>

<p>レッグガード エルボーガード 手甲ガード 足甲ガード リストガード</p>	<p>1. 関連規則 規則3.09 [付記][注3]⑤</p> <p>2. 商標 商標の表示 1か所 商標の大きさ 14 cm²以下</p> <p>3. 色の規制 なし</p> <p>4. その他 個人名、チーム名、背番号の表示を認めるが、その加工は刺繍糸、プリントともに単色とする。</p>
<p>フィンガープロテクター</p>	<p>1. 関連規則 規則3.09 [付記][注3]⑤</p> <p>2. 商標 商標の表示 1か所 商標の大きさ 14 cm²以下</p> <p>3. 色の規制 なし</p> <p>4. その他 (1) 投手の使用は認めない。 (2) 個人名、チーム名、背番号の表示を認めるが、その加工は刺繍糸、プリントともに単色とする。</p>
<p>走塁ガード手袋</p>	<p>1. 関連規則 規則3.09 [付記][注3]④</p> <p>2. 商標 商標の表示 1か所 商標の大きさ 14 cm²以下</p> <p>3. 色の規制 本体、バンド、硬質部の色はそれぞれ単色で、黒色、赤色、青色または紺色のいずれかとする。また、全体で3色以内とする。</p> <p>4. 大きさの規制 ・本体：縦30 cm以下、横13 cm以下 ・両面指先部の硬質部：縦12 cm以下、横10 cm以下 ・両面の手首を保護する硬質部 手首から指先まで縦18 cm以下、横5 cm以下</p> <p>5. その他 個人名、チーム名、背番号の表示を認めるが、その加工は刺繍糸、プリントともに単色とする。</p>
<p>スポーツサングラス</p>	<p>1. 関連規則 規則3.09 [付記][注3]⑤</p> <p>2. 色の規制 投手は白いフレームは使用できない。</p> <p>3. その他 <u>著しく光を反射するなど試合の進行に妨げとなる</u>レンズは使用できない。</p>

直射日光軽減用シール	<p>1. 関連規則 規則3.09 [付記][注3]⑤、規則6.02(c)(7)</p> <p>2. 色の規制 なし</p> <p>3. その他 (1) 商標、文字、数字等の表示は認めない。 (2) 投手の使用は認めない。</p>
マウスピース	<p>1. 関連規則 規則3.09 [付記][注3]⑤</p> <p>2. 色の規制 なし</p>
テーピング 鼻腔テープ	<p>1. 関連規則 規則3.09 [付記][注3]⑤</p> <p>2. 色の規制 なし</p> <p>3. その他 商標、文字、数字等の表示は認めない。</p>
貴金属類（光り物）、 ネックレス、ブレス レット、ピアス、時 計	<p>装着は認めない。 ただし、<u>スマートウォッチを除く</u>時計の装着については監督、コーチは認めるが、ベースコーチは認めない。</p>
個人の宗教信仰等による 装着品（数珠など）	<p>宗教上の理由などにより、装着品を取り外すことができない場合は、ユニフォーム及びアンダーシャツの中に入れ、試合中は一切露出しないこと。</p>
健康器具類と称する ネックレス、ブレス レット等	<p>装着を認める。 ただし、投手が手首に装着することは認めない。（規則6.02(c)(7)）</p>

4. 宣伝広告等を貼付できるもの

用具	ロゴ等の貼付に関すること
ユニフォーム	<p>1. 貼付するもの 背番号の上の選手名。ただし、ファミリーネーム（姓）とし、ニックネームは認めない。</p> <p>2. 会長の承認を要しないもの (1) 全チームに共通して認めるもの チーム名、チーム章、都道府県名または都市町村名及びそれらの頭文 (2) 会社登録チームに限り認めるもの チーム企業名、チーム企業の社章、チーム企業関連ブランド名及びそれらの頭文字 (3) 審判員に限り認めるもの 袖番号を認める。ただし、貼付する場所は両袖のうちの1か所を</p>

	<p>のロゴは全員が同じものでなければならない。</p> <p>(2) 各競技者（監督、コーチ及び選手）の所属企業等のロゴ。</p> <p>(3) 貼付する場所は左右、または後方部分に限定する。</p> <p>(4) ロゴの大きさは縦4 cm、横12 cmを超えないものとする。</p> <p>3. 商標 商標の表示 認めない</p> <p>4. その他 罎（つば）部分には、一切の表示はできない。</p>
ストッキング	<p>1. 会長の承認を要しないもの</p> <p>(1) 全チームに共通して認めるもの チーム名、チーム章、都道府県名または都市町村名及びそれらの頭文字</p> <p>(2) 会社登録チームに限り認めるもの チーム企業名、チーム企業の社章、チーム企業関連ブランド名及びそれらの頭文字</p> <p>2. 会長の承認を要するもの</p> <p>(1) チーム企業及び協賛企業等の商品等の宣伝広告に関するロゴ。このロゴは全員が同じものでなければならない。</p> <p>(2) 各競技者（監督、コーチ及び選手）の所属企業等のロゴ。</p> <p>(3) ロゴの大きさは縦4 cm、横12 cmを超えないものとする。</p> <p>3. 商標 商標の表示 認めない。</p>
グラウンドコート	<p>1. 会長の承認を要しないもの</p> <p>(1) 全チームに共通して認めるもの チーム名、チーム章、都道府県名または都市町村名及びそれらの頭文字</p> <p>(2) 会社登録チームに限り認めるもの チーム企業名、チーム企業の社章、チーム企業関連ブランド名及びそれらの頭文字</p> <p>2. 会長の承認を要するもの</p> <p>(1) チーム企業及び協賛企業等の商品等の宣伝広告に関するロゴ。このロゴは全員が同じものでなければならない。</p> <p>(2) 各競技者（監督、コーチ及び選手）の所属企業・団体等のロゴ。</p> <p>(3) ロゴの大きさは縦4 cm、横12 cmを超えないものとする。ただし、胸部については表示するチーム名称等（背番号は除く）も含めて、縦30 cm、横45 cmを超えないものとする。</p> <p>3. 商標</p> <p>(1) 各競技者（監督、コーチ及び選手）のグラウンドコートへの商標の表示は認めない。</p> <p>(2) 審判員については以下の範囲において商標の表示を認める。 商標の表示 1か所（表面または裏面のいずれか） 商標の大きさ 28 cm²以下</p>

<p>バッグ類</p>	<p>1. 会長の承認を要しないもの</p> <p>(1) 全チームに共通して認めるもの チーム名、チーム章、都道府県名または都市町村名及びそれらの頭文字</p> <p>(2) 会社登録チームに限り認めるもの チーム企業名、チーム企業の社章、チーム企業関連ブランド名及びそれらの頭文字</p> <p>2. 会長の承認を要するもの</p> <p>(1) チーム企業及び協賛企業等の商品等の宣伝広告に関するロゴ。このロゴは全員が同じものでなければならない。</p> <p>(2) 各競技者（監督、コーチ及び選手）の所属企業・団体等のロゴ。</p> <p>(3) ロゴの大きさは縦4cm、横12cmを超えないものとする。</p> <p>3. 商標</p> <p>(1) 各競技者（監督、コーチ及び選手）のバッグ類への商標の表示は認める。</p> <p>(2) 審判員が使用するボールバッグについては以下の範囲において商標の表示を認める。 商標の表示 1か所（表面または裏面のいずれか） 商標の大きさ 14cm²以下</p> <p>4. その他 個人名、背番号の表示を認めるが、その加工は刺繍糸、プリントともに単色とする。</p>
<p>上記用具に共通するもの</p>	<p>1. 同じ企業等のロゴ、または各競技者（監督、コーチ及び選手）の所属企業等のロゴは、それぞれ同一の場所に貼付しなければならない。</p> <p>2. 次のようなプレイに支障のある内容およびデザインは認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光を反射させる素材によりプレイに支障があるもの ・野球用ボールをかたどったり、連想させるような模様 ・内容やデザインが相応しくないと判断したもの ・その他プレイに支障があると判断したもの <p>3. 試合中のプレイで容易に欠落するような簡素な取り付け方法は避けること。</p> <p>4. JABA公式大会の主催者は、会長の承認を得て（各チームスポンサーとは別に）各大会の協賛企業等（冠スポンサー等）や記念行事等のキャンペーンとしての統一ロゴマークを全（参加）チームのユニフォーム等に貼付することができる。</p> <p>5. 以下に関する広告表示については、日本野球連盟の自主規制の対象としている商品名等が含まれているので、必ず申請前に確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ギャンブルに係る商品名（例：パチンコ、パチスロなど） ・アルコール飲料及び煙草の商品名（未成年者に対する表示）

5. 審判員のユニフォーム等について

JABA公式大会の主催者は、会長の承認を得て、各大会の協賛企業等（冠スポンサー等）や記念行事等のキャンペーンとしての統一ロゴマークを審判員のユニフォーム等に貼付することができるが、その取り扱いは以下のとおりとする。

(1) 申請者

対象とするJABA公式大会の主催者とする。複数大会を一括して申請することもできる。

(2) 貼付できるロゴ

大会等に対する協賛（冠スポンサー等）や記念行事等のキャンペーンとしての統一ロゴマークとする。ただし、JABA加盟チームに関わるロゴマークは除くものとする。

(3) 貼付できる場所等

場 所：審判シャツの前面、背面及び袖部、スラックスの左右腰部、帽子の左右及び後方部分とする。ただし、審判シャツの袖部にあってはいずれかの面に連盟表示が貼付されている場合は当該面を除いた面のみ貼付を可とする。

ロゴの個数：協賛企業等につき貼付できる上記に記載の場所ごとに1個を限度とする。

ロゴの大きさ：協賛企業等のロゴ1個につき縦4cm、横12cmを超えないものとする。

2000年	2月22日	理事会承認
2003年	5月29日	一部変更
2006年	8月24日	一部変更
2008年	1月1日	一部変更
2012年	2月1日	一部変更
2015年	7月17日	一部変更
2021年	2月16日	一部変更
2021年	12月22日	一部変更
2023年	1月1日	一部変更
2024年	2月15日	一部変更
<u>2025年</u>	<u>7月25日</u>	<u>一部変更</u>